

海外に在住する被扶養者の扶養認定に必要な添付書類について

海外に在住し日本国内に住所を有しない家族の扶養認定をする際に、日本国内に住所を有する家族の扶養認定の際に求めている証明書類（住民票や所得・課税証明書等）の提出が困難な場合は、以下(1)又は(2)の証明書類が必要となります。

※収入が外国通貨の場合は日本円に換算し、扶養認定基準を満たしているかを確認します。

※証明書類の内容が外国語の場合、翻訳文（翻訳者の署名有）が必要です。

(1)海外で同居している

[添付書類] 下記全ての書類を提出

- ◇被扶養者現況届【海外に在住し日本国内に住所を有しない方の申請用】
- ◇被保険者と同一世帯であることを確認できる公的証明書又はそれに準ずる書類
- ◇戸籍謄本（提出が困難な場合は、続柄が確認できる公的証明書又はそれに準ずる書類）
- ◇申請する家族の収入を証明する書類
 - ・収入あり ⇒ 公的機関又は勤務先で発行される収入証明書など
 - ・収入なし ⇒ 収入がないことを証明する公的証明書又はそれに準ずる書類

(2)海外又は国内外で別居している（被保険者⇒国内居住／被扶養者⇒海外居住 の場合等）

[添付書類] 下記全ての書類を提出

- ◇被扶養者現況届【海外に在住し日本国内に住所を有しない方の申請用】
- ◇被保険者の居住地が確認できる公的証明書 ※日本国内在住の場合は住民票を提出
- ◇被扶養者の居住地が確認できる公的証明書
- ◇戸籍謄本（提出が困難な場合は、続柄が確認できる公的証明書又はそれに準ずる書類）
- ◇申請する家族の収入を証明する書類
 - ・収入あり ⇒ 公的機関又は勤務先で発行される収入証明書など
 - ・収入なし ⇒ 収入がないことを証明する公的証明書又はそれに準ずる書類
- ◇送金証明書（金融機関発行の振込依頼書又は振込先の通帳の写し）

<身分関係及び、生計維持関係を確認する書類の具体例>

国名	身分関係（続柄）を確認する書類の例
中国	<ul style="list-style-type: none"> ・親族関係証書（続柄など） ・住民戸籍簿 ただし、自治体により対応が異なる可能性有
韓国	<ul style="list-style-type: none"> ・家族関係証明書（日本の戸籍謄本にあたるもの） ・婚姻証明書（配偶者の場合） ・出生証明書（親子関係の場合）
フィリピン	<ul style="list-style-type: none"> ・婚姻証明書（配偶者の場合） ・出生証明書（親子関係の場合）
ベトナム	<ul style="list-style-type: none"> ・日本の戸籍謄本にあたるもの ・婚姻証明書（配偶者の場合） ・出生証明書（親子関係の場合）
ブラジル	<ul style="list-style-type: none"> ・領事館発行の婚姻証明書

生計維持関係（被扶養者の収入）を確認する書類の例	
収入がある場合	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務先から発行された収入証明書
収入がない場合	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体発行の無収入証明書 ・管轄税務署発行の無所得証明書 ※決まったものがない国の場合は、自治体の窓口などで個別対応の可能性

※身分関係、生計維持関係の確認書類については、国や地域により形態や記載内容が必ずしも一致するものではないため、提出された書類により個別に判断致します。

ご注意！

新規に扶養認定を受ける時の他、被扶養者資格確認調査時も同様の書類が必要となります。